

地理空間情報活用推進基本法の施行期日を定める政令案参照条文

○地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）（抄）

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。